

特措法第4条措置（義務免責）一覧

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法令関係

条文	義務内容	期日等
第25条 ・外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第30条第3項	指定外部役員による実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認	団体監理型実習実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に実施されているかの確認を、監理事業を行う各事業所につき3月に1回の頻度で行うもの。
第25条 ・外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第30条6項	外部監査人による外部監査	同上
第32条	申請書の記載事項（事業の区分を除く。）に掲げる事項に変更があったときの届出	監理団体は記載事項（事業の区分を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、変更の日から1月以内に届け出なければならない。
第34条	事業の休廃止の届出（監理団体）	監理団体が事業を休廃止しようとする場合、その1か月前まで
第39条 ・外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第52条	監理団体による定期監査、訪問指導	実習実施者に対して3月に1回以上の頻度で監査を行うもの。また、第1号団体監理型技能実習にあっては、1月に1回以上の頻度で訪問し必要な指導を行うもの